

所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について以下の要件を満たした場合に評価されます。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件】

1. 対象となる入所者は次の通りです。
 - ・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定します。
※所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していることが必要。
3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
4. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。
5. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。
6. 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

【主な治療内容】

- ※肺炎：血液検査、喀痰培養検査、血中酸素濃度の測定などの診断結果をもとに、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など適宜必要な治療を行っています。
- ※尿路感染症：血液検査、尿検査など診察結果をもとに、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行っています。
- ※带状疱疹：抗ウイルス剤の内服薬、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
- ※蜂窩織炎：診断結果をもとに抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行っています。
- ※慢性心不全の憎悪：身体所見・血液検査・血中酸素飽和度などの結果を元に、利尿剤を含め心不全治療薬の追加や増量（経口・静注）、酸素吸入など適宜必要な治療を行っています。

所定疾患施設療養費Ⅱ

患者数:件	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7・1月	2月	3月	
肺炎	0	0	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	5
尿路感染症	3	3	8	4	4	2	3	5	0	1	0	4	37
带状疱疹	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4
蜂窩織炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
慢性心不全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	5	3	10	5	4	2	3	6	3	2	0	5	48

治療日数:日	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7・1月	2月	3月	
肺炎	0	0	9	2	0	0	0	0	12	17	0	0	40
尿路感染症	9	41	68	29	39	13	30	24	0	10	0	35	298
带状疱疹	5	0	7	0	0	0	0	4	3	0	0	0	19
蜂窩織炎	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
慢性心不全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	22	41	84	31	39	13	30	28	15	27	0	40	370